被扶養者の申請に必要な添付書類一覧表（国内居住者）

【扶養に入れるとき】　配偶者・子　以外の場合

■　異動届に以下の書類を添付ください。なお、被保険者が「主たる生計維持者」であるか等の審査を行いますので、必要に応じ追加の資料提出を依頼する場合がございます。

基礎　添付書類	①　健康保険被扶養者（新規・異動）届 ②　住民票（写）（世帯全員分の記載・続柄の記載は必須） ③　被扶養者状況調査書

＋

収入等証明書類

●：必ず添付が必要　　○：該当の場合や当健保が必要と判断した場合は必要

認定対象者	同居義務	認定対象者の状況		①在学証明書　②学生証（両面写）いずれか1点	課税（非課税）証明書	確定申告書・収支内訳書（全ページ写）	※受給資格者証（両面写）修了者は支給終了印の押印があるもの	給付金　支給決定通知書（写）	雇用保険に関する誓約書	雇用保険　離職票1、2（写）	雇用保険　受給延長通知書（写）	健康保険　資格喪失証明書	雇用保険未加入と記載された退職証明書　公務員は辞令書（写）	③①直近3カ月分の給与明細（写）②雇用契約書（写）いずれか1点	直近の年金支払通知書（写）	※送金証明書（6か月分）別居の実父母・兄弟姉妹・孫は必須　※4　銀行振込・現金書留の（写）	外国人登録証明書（両面写）※在留カード可	戸籍謄（抄）本	障がい者手帳・療育手帳（写）	個人事業廃業届出書（写）
				添付書類／発行場所																
				学校	市区町村	税務署	ハローワーク	健保組合 支払元	当健保HP	前職企業	ハローワーク	前健保	前職企業	現職企業	日本年金機構	金融機関	市区町村	市区町村	市区町村	税務署
実父母兄弟姉妹孫	無（別居の場合は送金証明必須）	無職（学生以外）			●											○				
		学生		●	●											○				
		収入があるとき	失業給付を受給中　下記※3参照		○		●									○				
			出産・傷病手当金受給中　下記※3参照		○			●			●	○				○				
			その他収入・家賃収入・配当（給与収入以外）がある		●	●								○		○				
			パート・アルバイト（給与収入）で働いている　注1参照		○									●		○				
		退職したとき	失業給付手続き中　資料が手元にない場合　下記※4参照						●			●				○				
			失業給付手続き中　資料が手元に揃っている場合　下記※4参照				●	← どちらか →		●						○				
			①失業給付を受給しない　②受給資格がない　下記※5参照						●	●		●				○				
			失業給付を受給延長する場合								●	●				○				
			失業給付を受給終了した場合				●									○				
			雇用保険未加入だった場合						●				●	●		○				
		年金受給者（国民・厚生・遺族・障害　等）			○										●	○				
		外国籍の方（就労状況により上記収入があるとき・退職したときの書類も必要）			●									○		○	●			
		障がいをお持ちの方			●										○	○			●	
		個人事業を廃業したとき			●											○				●
義理父母兄弟姉妹等（直系以外）	必須（別居の場合は認定不可）	無職（学生以外）			●											−				
		学生		●	●											−				
		収入があるとき	失業給付を受給中　下記※3参照		○		●									−				
			出産・傷病手当金受給中　下記※3参照		○			●			●	○				−				
			その他収入・家賃収入・配当（給与収入以外）がある		●	●								○		−				
			パート・アルバイト（給与収入）で働いている　注1参照		○									●		−				
		退職したとき	失業給付手続き中　資料が手元にない場合　下記※4参照						●			●				−				
			失業給付手続き中　資料が手元に揃っている場合　下記※4参照				●	← どちらか →		●						−				
			①失業給付を受給しない　②受給資格がない　下記※5参照						●	●		●				−				
			失業給付を受給延長する場合								●	●				−				
			失業給付を受給終了した場合				●									−				
			雇用保険未加入だった場合						●				●	●		−				
		年金受給者（国民・厚生・遺族・障害　等）			●										●	−				
		外国籍の方（就労状況により上記収入があるとき・退職したときの書類も必要）			●									○		−	●			
		障がいをお持ちの方			●										○	−			●	
		個人事業を廃業したとき			●											−				●

＋

被保険者以外にも扶養可能なご家族がいる場合	そのご家族の収入が確認できる書類（主たる生計維持者を確認します。）

※3　各給付金受給中に被扶養者として申請するとき	受給日額が3,612円未満が条件（60歳以上は5,000円未満）
※4　失業給付を未受給（受給資格者証未提出）の場合	**ハローワークで手続きし待期期間終了後、基本手当日額が判明次第、雇用保険受給資格者証（PDF）を下記問い合わせ先へ提出ください。**
※5　失業給付を受給しない・受給資格がない場合 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html	受給しない場合：「法第4条不該当」　受給資格がない場合：「法第13条不該当」　の 証明（押印）がある離職票が必要
※6　出生児を被扶養者として申請するとき	夫または妻が、当健保の被扶養者でない場合　⇒　その方の収入がわかる証明書が必須 夫または妻が、当健保の被扶養者である場合　⇒　添付書類なし
※6　高校生を被扶養者として申請するとき	在学証明書または学生証（両面）のいずれか1点の写し
その他	**養子・養父母を被扶養者として申請するときは、戸籍謄本は必須**
	離職票の提出が間に合わない場合は、退職証明書もしくは健康保険資格喪失証明書で代用し、後日離職票（写）の提出が必須
注1：就労形態が社会保険適用の場合は被扶養者になれません https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/	社会保険の適用条件：以下のすべてを満たしている場合。　①週の所定労働時間が２０時間以上である　②月額賃金８．８万円以上 ③雇用期間が2カ月を超えて見込まれている　④学生でない　⑤規模１０１人以上の企業である

【扶養から外すとき】

申請対象者の状況	届出書名	保険証	添付書類	発行場所
就職して他の健康保険に加入したとき	被扶養者（新規・異動）届	当組合の保険証	（添付は任意）再就職先の保険証（写）	就職先の健保
雇用保険の失業給付を受給開始したとき	被扶養者（新規・異動）届	当組合の保険証	雇用保険受給資格者証の表裏（写）	ハローワーク
扶養していた家族が結婚したとき	被扶養者（新規・異動）届	当組合の保険証	（添付は任意）戸籍抄本・婚姻受理証明書　いずれか1点（写）	市区町村
死亡したとき	被扶養者（新規・異動）届	当組合の保険証	死亡診断書・除籍謄本　　いずれか1点（写）	市区町村

◆問い合わせ先：フジシールグループ健康保険組合
TEL：06-6755-4803　E-mail：info@fujiseal-kenpo.or.jp

（Ver1：2023.4.1）